

アスベスト除去工事に対する財政支援等に関する意見書

アスベストは、じん肺のほか肺がんや中皮腫などの原因物質であり、建設業従事者のみならず、建物の改修や解体をする際には飛散することから、付近住民などにも被害が広がるのが懸念されます。

この危険性については、既に1970年代には国際的に明らかにされ、1972年にはILO（国際労働機関）やWHO（世界保健機構）などで発がん性物質として指定されました。ヨーロッパ諸国では1980年代以降、相次いで使用が禁止される中、日本では、安全対策も不十分なまま、建築基準法などで不燃化、耐火工法としてアスベストの使用を進めてきたことや、規制の対応が遅れたために、その後の被害拡大の大きな要因となっています。

区内でも、吹きつけアスベストが主に使用されていた昭和30年代から40年代の建築物が多く存在しており、今後は老朽化による改修や改築に伴いアスベストの飛散が想定されます。

本来、アスベスト除去工事等の費用負担については、建物の所有者責任において対応すべきという考え方もありますが、その負担は重く、区に対して助成を求める意見等もあります。しかしながら、今後の需要等を考慮すると莫大な費用負担となることから、区のみで対応することは困難であるとともに、国がアスベストの使用を進めてきたことを考慮し、国が責任をもって対応することが不可欠と考えます。

よって、墨田区議会は政府に対し、国においてアスベスト除去工事に対する財政支援等の対策を実施するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成26年9月30日

墨田区議会議長名

内閣総理大臣
財 務 大 臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環 境 大 臣

} あて